主 本件上告は孰れも之を棄却する。 理 由

弁護人小野塵一の上告趣意第一点について。

同論旨第二点について。

物価統制令施行規則第四条本文は同令第四条の規定による価格の指定は原則として物価庁長官の告示によつて〈要旨第二〉之を為す旨を規定し、同告示は官報に掲載せられるからそれは正当な規定であると謂える。しかし右の指定の〈/要旨第二〉内容が著しく広汎に亘り又は複雑多岐を極める様な場合には之を官報に掲載することは不適当であり又は殆んど不能であるから之に代えて他の相当な公示方法に依らざるを得ない。同規則第四条但書は斯かる必要にして妥当な要請を内容とするものであって客観的状態からみて之を肯認せざるを得ない。即ち共の規定自体は結局妥当に帰し、之を無効となすを得ない。従つて原判決には無効の法令等を適用したとの所論違法はない。論旨は理由がない。

同論旨第三点及び第四点について。

〈要旨第三〉A新聞は織物に関係のある業者ばかりでない。広く織物に関心を有する国民にも読まれる新聞紙である〈/要旨第三〉から所論公示を官報に掲載し得ない。 広く織物に関心を有する国民にも読まれる新聞紙である〈/要旨第三〉から所論公示を官報に掲載ない。 が高いると間代えてそれを掲載するものとしてはいるけれども、官報に掲載なことが所論当又は不能に近い事項をそれに掲げることは官報における公示がA新聞には不能であるから、それは結局期待し得ないところである。又右公国民の注意を促るが表示を明まれてはその旨が官報に告示せられて一般国民の注意を促る。 新聞における公示は国民一般に周知せられるに庶幾い、即ち公示をして同新聞における公示は国民一般に周知せられるに庶幾い、即ち公示をして同新聞における公示は国民一般国民は何等不平られることがである。 「一般国民は物価統制令施行規則第四条但書である。 「一般国民は物価統制令施行規則第四条但書である。 「一般国民も亦によける公示は国民一般国民は何等不平られるに、前間をである。」とは、「一般国民は何等不平られることは、「一条」とは、、「一条」とは、、「一条」とは、、「一条」とは、「一条」とは、「一条」とは、、「一条」とは、、「一条」とは、、「一条」は、、「一条」は、、「一条」とは、、「一条」は、、「一条」は、、「

(裁判長判事 佐伯顯二 判事 久礼田益喜 判事 仁科恒彦)